

志木市上下水道事業包括業務委託定義集

- (1)「主たる業務」とは、本契約にかかる包括業務のうち、第11条に基づく再委託が禁止された業務で、受注者自ら（共同企業体の構成員を含む。）が履行しなければならない業務である。
- (2)「業務計画書」とは、要求水準書に定める包括業務の実施計画書及び年間業務計画書並びに月間業務計画書をいう。
- (3)「発注者」とは、志木市をいう。
- (4)「成果物」とは、業務委託契約に関して要求水準書等及び発注者の要求に基づき作成され、受注者から発注者に提出された一切の書類、図面、写真、映像等の成果の総称をいう。
- (5)「業務のモニタリング（履行監視及び評価）」とは、受注者による包括業務の実施状況及び業績（成果物等）について、当該業務にかかる要求水準を達成しないおそれのないこと又は達成していることの定期的な履行確認（履行監視を含む）及び評価（以下「モニタリング」ともいう。）を行うことである。
- (6)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、テロ、その他の通常の予想を超えた自然的又は人為的な事象（ただし、要求水準書又は受注者提案に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）であって、発注者及び受注者双方の責に帰すことのできない事由をいう。
- (7)「法令変更」とは、業務委託契約の締結後に法令が変更され、又は新設されることをいう。
- (8)「自主規制団体」とは、自主的規制機関ともいい、特定の業界において法令ではカバーしきれない細かな部分のルールを作ったり、違反する者の監視を行ったりする団体のことである。
- (9)「実施要領書」とは、本業務に関する実施要領書をいう。
- (10)「要求水準書」とは、本業務に関する要求水準書をいう。
- (11)「実施要領書等」とは、実施要領書及び要求水準書、選定評価基準書、様式集並びに発注者が事業者募集手続き中に公表したこれにかかる質問回答をいう。
- (12)「要求水準書等」とは、要求水準書及び受注者提案（発注者が承諾した場合）をいう。

以 上